

監査等委員（会）職務確認書の改訂について

2020年3月

一般社団法人 監査懇話会

・2020年3月 第1回改訂

企業不祥事発生についての報道に接する機会が引き続き多い中で、監査等委員会は、社内外からの情報収集に一層努め、積極的に監査等の活動に尽力し、会社の持続的な発展と中長期的な企業価値の向上のために貢献することが求められています。

監査等委員（会）職務確認書は、2018年6月に初版を公表しましたが、今般、その一部を改訂する第1回改訂版を作成いたしました。

今回の改訂では、監査等委員会の監査環境の整備、内部監査部門等及び会計監査人との連携に関する事項に重点を置き、改訂を行っています。

- (1) 監査環境の整備では、補助使用人等の設置について、必要と認めたときは、代表取締役等又は取締役会に積極的に意見表明することを標準的な職務として[確認事項]に付記しました。(Ⅱ. 監査等委員会の監査の環境整備[確認事項]p.7)
- (2) 内部監査部門等との連携に関連させて、内部監査部門等の職務の独立性の観点等から、監査等委員会が内部監査部門の人事・予算に関して関与することを提言しました。(同 [監査等のツボ] p.9)
- (3) 会計監査人との連携においては、次の事項を追加しました。
 - ① 上場会社等の場合は、監査法人から「監査上の主要な検討事項 (KAM)」に関して報告を受け、質疑応答をすることは、監査等委員会の標準的職務であること (Ⅳ. 会計監査 [確認事項]p.16)
 - ② 会計上の課題に限定せずに、コーポレート・ガバナンス、内部統制等を含めた幅広い課題について意見交換をすべきこと (同[説明]p.16)
 - ③ 法令違反に関して監査法人からの報告を受けたときには迅速に対応すべきこと (同[説明]p.17)
 - ④ 「監査上の主要な検討事項 (KAM)」についての概略説明 (同[監査等のツボ]p.18)
- (4) 企業不祥事の発生時の対応においては、内部統制の基本的要素である「統制環境」に踏み込んだ分析と対応が必要であることを提言しました。(Ⅶ. 企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応[監査等のツボ]p.25)

上記及びその他の2020年度版における改訂内容の詳細については、ホームページに掲載した「新旧対照表」をご参照ください。

「監査等委員（会）職務確認書」の記載事項、使い方等に関して質問、又はご意見については、当会ホームページのHOME>入会・お問合せ>申込み・お問合せフォームから「お問い合わせフォーム」を利用してご送信ください。 以上